

遊漁船業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十九号

遊漁船業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

遊漁船業者の登録等に関する規則（平成十五年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前								
	<p>（登録申請書及び変更届出書の添付書類） 第三条 省令第四条第一項及び省令第十一条第二項の規定による添付書類のうち、登記簿謄本及び住民票の抄本については、その作成後三月以内のものでなければならぬ。</p>	<p>（登録申請書及び変更届出書の添付書類） 第三条 省令第四条第一項及び第七條第二項の規定による添付書類のうち、登記簿謄本及び住民票の抄本については、その作成後三月以内のものでなければならぬ。</p> <p>（業務規程の届出） 第五条 法第十一条第一項の規定による業務規程の届出は、別記様式第二号による届出書によつて行うものとする。</p> <p>2 法第十一条第一項の規定による業務規程の変更の届出は、別記様式第三号による届出書によつて行うものとする。</p>								
	<p>（登録簿の閲覧） 第五条 法第九条の規定により登録簿を一般の閲覧に供するため、遊漁船業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を次の表のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>場所</th></tr></thead><tbody><tr><td>遊漁船業者登録簿呉 閲覧所</td><td>広島県西部農林水産 事務所農林事業所 水産課</td></tr></tbody></table>	名称	場所	遊漁船業者登録簿呉 閲覧所	広島県西部農林水産 事務所農林事業所 水産課	<p>（登録簿の閲覧） 第六条 法第八条の規定により登録簿を一般の閲覧に供するため、遊漁船業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を次の表のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>場所</th></tr></thead><tbody><tr><td>遊漁船業者登録簿呉 閲覧所</td><td>広島県西部農林水産 事務所水産第二課</td></tr></tbody></table>	名称	場所	遊漁船業者登録簿呉 閲覧所	広島県西部農林水産 事務所水産第二課
名称	場所									
遊漁船業者登録簿呉 閲覧所	広島県西部農林水産 事務所農林事業所 水産課									
名称	場所									
遊漁船業者登録簿呉 閲覧所	広島県西部農林水産 事務所水産第二課									
	<p>2 遊漁船業者登録簿県庁閲覧所（次項において「県庁閲覧所」という。）は農林水産局水産課の長が管理し、その他の閲覧所は当該閲覧所の置かれている農林水産事務所課の長又は農林水産事務所の事業所課の長が管理する。</p> <p>3 県庁閲覧所には知事の登録を受けたすべての遊漁船業者に係る登録簿を、その他の閲覧所には第一項の表の上覧に掲げる閲覧所（県庁閲覧所を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる農林水産事務所の所管区域内（当該農林水産事務所に同表の下欄に掲げる事業所が置かれている場合には、当該事</p>	<p>2 遊漁船業者登録簿県庁閲覧所（次項において「県庁閲覧所」という。）は農林水産局水産課の長が管理し、その他の閲覧所は当該閲覧所の置かれている農林水産事務所課の長が管理する。</p> <p>3 県庁閲覧所には知事の登録を受けたすべての遊漁船業者に係る登録簿を、その他の閲覧所には第一項の表の上覧に掲げる閲覧所（県庁閲覧所を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる農林水産事務所の所管区域内に主たる営業所を有する遊漁船業者に係る登録簿（広島県西部農林水産事務所にあつ</p>								

<p>業所担当区域を除く。)又は農林水産事務所の事業所の担当区域内に主たる営業所を有する遊漁船業者に係る登録簿を備えるものとする。</p> <p>4―6 (略)</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第六条 法、省令又はこの規則によつて知事に提出する申請書又は届出書等(法第二十四条法第二十六条及び法第二十七条の遊漁船業団体に關するものを除く。)は、主たる営業所の所在地を管轄する農林水産事務所が広島県北部農林水産事務所である場合を除き、当該主たる営業所の所在地を管轄する農林水産事務所(当該所在地が農林水産事務所の事業所の担当区域内である場合は、当該事業所)の長に提出しなければならない。</p>	<p>ては、閲覧所の置かれている課の所掌に属するものに限る。)を備えるものとする。</p> <p>4―6 (略)</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第七条 法、省令又はこの規則によつて知事に提出する申請書又は届出書等(法第二十条、第二十二條及び第二十三條の遊漁船業団体に關するものを除く。)は、主たる営業所の所在地を管轄する農林水産事務所が広島県北部農林水産事務所である場合を除き、当該主たる営業所の所在地を管轄する農林水産事務所の長に提出しなければならない。</p>
--	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別記様式第1号（第4条関係）

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

平成 年 月 日

（略）

（略）

遊漁船業者登録簿への登録通知書

遊漁船業者登録簿への登録通知書

年 月 日付けで申請のあった遊漁船業者の登録については、遊漁船業の適正化に関する法律第5条第1項の規定により、次のとおり登録したので、同条第2項の規定により通知します。

平成 年 月 日付けで申請のあった遊漁船業者の登録については、遊漁船業の適正化に関する法律第5条第1項の規定により、次のとおり登録したので、同条第2項の規定により通知します。

- 1 （略）
- 2 登録の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 登録の更新申請を行う場合の期限 年 月 日

- 1 （略）
- 2 登録の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 登録の更新申請を行う場合の期限 平成 年 月 日

注 （略）

注 （略）

様式第2号及び様式第3号 削除

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた登録の申請に係る登録の通知及び業務規程の届出に係る様式については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にした業務規程の変更の届出に係る様式については、なお従前の例による。